

## 一般社団法人むつ青年会議所運営規定

(目的)

第1条 本運営規程は一般社団法人むつ青年会議所の実質的充実に即し、その目的達成を容易ならしめるために一般社団法人むつ青年会議所定款に基づき組織運営等に関する原則を定める。

(役員の仕事に関する事項)

第2条 当法人の役員は、それぞれの職務に応じて次のとおりその仕事を遂行する。

- (1) 理事長は、本会議所を代表し、所務を主宰する。又、定款第40条第1項及び第2項並びに定款第32条の規程に基づき、総会並びに理事会を招集し、それぞれの議長となる。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時は、その職務を代行し、かつ次の各号に掲げる事項を処理する。
  - ① 各委員会の連絡及び運営を円滑ならしめる。
  - ② その他の事項
- (3) 専務理事は、事務局を統轄し、次に掲げる所務を処理する。
  - ① 庶務、文書、慶弔等に関する事項
  - ② 用度及び備品の管理に関する事項
  - ③ 事務局長としての事務局の統轄及びその人事、給与等に関する事項
  - ④ 予算及びその執行の監督並びに決算に関する事項
  - ⑤ 他に属さない所務に関する事項
- (4) 事務局長は、理事長及び専務理事を補佐し、次の事項を分担処理する。
  - ① 現金、預金の出納に関する事項
  - ② 会費の徴収及び資金に関する事項
  - ③ 会計諸帳簿の記帳整理等会計事務に関する事項
- (5) 理事は理事長を補佐し理事会に出席して次の各号に掲げる事項を審議処理する。
  - ① 定款及び諸規程に関する事項
  - ② 総会及び例会に関する事項
  - ③ 事業計画及びその実行並びに事業報告に関する事項
  - ④ 会員の入退会並びに出席向上に関する事項
  - ⑤ 委員会活動の助長及びその調整に関する事項
  - ⑥ 委員会の編成及び設置改廃に関する事項
  - ⑦ 新入会員の指導に関する事項
  - ⑧ 予算及びその執行の監督並びに決算に関する事項
  - ⑨ 現金預金の出納に関する事項
  - ⑩ 会費の徴収及び資金に関する事項
  - ⑪ 会計諸帳簿の記帳整理等会計に関する事項
  - ⑫ 理事長の選任及び解任
  - ⑬ その他事項
- (6) 直前理事長は、理事長を補佐し、理事会に出席して意見を述べることができる。但し、

理事会の議決権を有しない。

- (7) 監事は、本会議所の財産の状況並びに理事の業務執行の状況を監査する。財産の状況又は業務の執行に付き不正の廉あることを発見したときは、これを総会又は、青森県知事に報告しなければならない。又、この報告を為すため必要あるときは総会を招集しなければならない。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べなければならない。

(例会並びに出席に関する事項)

第3条 例会は原則として毎月15日に開催する。但し、理事会の決議によりこれを変更することができる。

- 2 正会員は例会、定時総会、臨時総会、所属委員会及びその他本会議所が催す会合に出席しなければならない。総会、例会、委員会において欠席、早退する場合は必ず予め、届け出なければならない。

(委員会に関する事項)

第4条 委員会は、定款第5条に基づいて、当法人の目的達成に必要な事項を研究、審議、実施するために委員会を設け正会員は、全て何れかの委員会に所属するものとする。

- 2 委員会の編成は会員の希望を勘案し、全般的均衡を考慮して、理事会において決定する。但し、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事及び監事は何れの委員会にも所属しない。

- 3 その年度内において特に必要又は、不必要と認める委員会は、理事会の決定によって、特別に設置又は、廃止することができる。

- 4 前項によって決定された委員会には、第2項の規程にかかわらず監事を除く他の役員も、その構成員となることができる。

- 5 委員会の委員長は原則として理事とし、委員長は委員会を代表して、その活動を統轄する。副委員長は、委員会構成員の互選により委員の中より選出する。副委員長は、委員長を補佐し、委員会活動の行事日程記録、会計などの事務処理を行い委員長に提出する。

(委員会の任務)

第5条 委員会は毎月1回以上会合をもち、独自の事業計画の立案、実施、推進する。

(特別委員会その他)

第6条 本規程に定められる委員会のほかに社会事情その他の事由により、特に必要と認められる場合に特別委員会、その他の機関を設ける事ができる。

(室に関する事項)

第7条 当法人の長期、短期事業の企画実行のため又、委員会の事業を指導あるいは統轄するために必要と認められる時は理事会の決議に基づいて室を設置できる。

- 2 室には室長及び室員を置くことができる。

- 3 室長は理事をもってこれにあたる。

## 附 則

本規程は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の

認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 106 条 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日より施行する。

## 一般社団法人むつ青年会議所役員選任に関する規程

第 1 条 本規程は、一般社団法人むつ青年会議所定款に基づき役員選任事項を規定する。

第 2 条 毎年 9 月の定時総会において当法人の次年度役員候補者を選任、決定する。

第 3 条 毎年 6 月中の定められた日に次年度役員選考委員 5 名を理事長、副理事長、専務理事、直前理事長を除く正会員より、1 人 1 名記入の一般選挙により選出する。但し、現理事長、副理事長、専務理事、直前理事長は選挙権を有する。

2 選考委員会の構成は選挙により選出された 5 名と理事長、副理事長、専務理事、直前理事長とする。

3 次年度理事長立候補者は毎年 6 月 1 日より選考委員選挙日前日まで現理事長が受付する。そして選考委員会へ、その資料を責任をもって提出する。

第 4 条 選考委員会は、理事長と協議のうえ次年度理事長立候補者を総会当日まで責任をもって決定し、理事会の承認を受ける。但し、この場合、選考委員中より次年度理事長候補者を選出することを妨げない。

第 5 条 選考委員会は、総会において次年度理事長候補者を指名し、総会の承認を受ける。

第 6 条 選考委員会は、次年度理事長予定者と協議のうえ、副理事長、専務理事、理事及び監事候補者を決定し、総会の承認を受ける。但し、この場合、選考委員会より次年度役員候補者を選出することを妨げない。

第 7 条 次年度理事長予定者は、すみやかに理事予定者を招集し、各委員会の分担を協議のうえ決定する

第 8 条 選出された次年度役員予定者は、翌年 1 月に開催される通常総会より正式に当法人の役員となる。

第 9 条 公益法人日本青年会議所の役員及び委員候補者を当法人より選出する必要があるときは、理事会において候補者を選出し、総会において承認を求める。

第 10 条 任期中の役員に欠損が生じたとき、理事長の場合は副理事長の 1 名を、副理事長及び専務理事の場合は理事の中より理事会において決定する。理事、監事の場合は会員中より理事長指名のうえ理事会において理事及び監事候補者を決定し、総会の承認を受ける。この場合の任期は前任者の任期満了までとする。

### 附 則

本規程は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 106 条 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日より施行する。